

## ブロック塀等撤去工事費補助

対 道路および公共施設の敷地に面する、高さが道路および公共施設の敷地から1m以上のブロック塀\*2などを撤去する工事

\*2 コンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの

### 補助金額

撤去費用と塀の長さ(m)×1万円のうち、少ない方の額×2分の1 (上限10万円)

※通路または緊急輸送道路等沿道の場合、少ない方の額×4分の3 (上限15万円)



## 住宅などの地震対策補助制度を活用しましょう

問 建築課 (☎62-1021) ID 1007245

能登半島地震をはじめ近年、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が報告されています。本市でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。補助制度を活用し、住宅などの耐震化を進めてください。補助金の交付を受けるには、**契約および工事着手前に申請手続が必要です。**

## 木造住宅

無料 耐震診断 補助制度の利用には必須の診断で、診断値を算出します。

対 次の全てに該当する建物

▶昭和56年5月31日以前に着工された木造で、平屋または2階建ての建物

▶建物の用途が戸建住宅・併用住宅\*1・長屋・共同住宅であること ▶現在、居住している建物

\*1 住宅以外の部分が2分の1未満であること



—安心・安全なくらしのために—

## 安心・安全グッズ、補助制度の紹介

### 防災 防災ラジオ販売

緊急地震速報や市が発令する避難情報などの緊急情報をお知らせするラジオを販売します。金額は購入者や台数によって異なります。

対 市内に住所を有する人または事業者

¥ ①個人…2,000円 ②事業者…5,000円

③支援対象者…1,000円

※1台目の金額

※支援対象者の詳細は市HP参照

問 危機管理課 (☎62-1190)

ID ①②1002806 ③1006540



### 防災 感震ブレーカー設置費補助

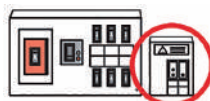
地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断して火災被害を防ぐ器具の購入・設置費を補助します。

対 市内の居住している住宅または居住する新築住宅に分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する人

補助金額 購入・設置費の2分の1 (1,000円未満切り捨て、上限20,000円)

問 危機管理課 (☎62-1190)

ID 1002820



### 防災 家具転倒防止器具取付

災害時、家具転倒による事故を防ぐため、家具転倒防止器具の取付けを代行します。

対 ①65歳以上の人のみの世帯

②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のみの世帯

③中学生以下の子と母のみの世帯

補助金額 家具4点まで無料 ※器具代金は自己負担

問 ①長寿課 (☎62-1063) ②福祉総務課 (☎62-1208) ③子育て推進課 (☎62-1061)

ID ①1018520 ②1003588 ③1016596



### 防災 雨水貯留浸透施設設置事業補助

#### ◆雨水タンク

対 敷地内に雨水貯留施設の設置を行う人

※要事前申請

補助金額 ①②のうち低い金額

①1基当たりの貯留量ごとの上限額

▶100ℓ以上200ℓ未満…15,000円

▶200ℓ以上…25,000円

②購入・設置費の3分の2

(100円未満切り捨て)

問 雨水対策課 (☎62-1066)

ID 1007244



#### ◆浄化槽転用

対 下水道接続に伴い、不要な浄化槽を雨水貯留施設に転用工事する人

※要事前申請

補助金額 ①②のうち低い金額

①1基当たりの貯留量ごとの上限額

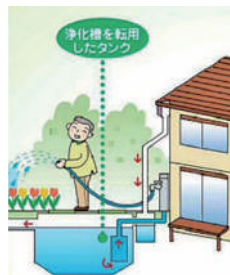
▶3,000ℓ未満…75,000円

▶3,000ℓ以上10,000ℓ未満…100,000円

▶10,000ℓ以上…150,000円

②改造工事費の3分の2 (100円未満切り捨て)

問 下水道課 (☎62-1029) ID 1004346



## 非木造住宅

### 耐震診断費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された、非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

▶戸建住宅…対象経費の3分の2 (上限86,000円)

※避難道路沿道の場合、上限10万円

▶長屋・共同住宅など…対象経費の3分の2 (上限120万円)

※避難道路沿道の場合、上限140万円

## 緊急輸送道路等沿道建築物

### 耐震診断費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された、緊急輸送道路等沿道の建物で規定の高さを超えるもの

補助金額

対象経費の3分の2 (上限180万円)

### 耐震改修費補助

対 診断値を次のようにする改修工事

▶0.7未満→1.0以上

▶0.7以上1.0未満→0.3以上加算

▶1.0以上1.5未満→1.5以上

補助金額

耐震改修費で上限120万円

※避難道路沿道の場合、上限140万円

### 段階的耐震改修費補助

①全体改修

対 診断値が0.4以下の建物を2段階で1.0以上に改修工事

1段階目 0.7以上1.0未満

2段階目 1.0以上

②階別改修

対 診断値が1.0以下の建物を1段階目で1階部分、2段階目で建物全体を改修する工事

1段階目 1階を1.0以上

2段階目 建物全体で1.0以上かつ0.3以上加算

①・②補助金額 耐震改修費で1・2段階目とも上限60万円

### 取壊し工事費補助

対 診断値が1.0未満の建物を全て取り壊す工事

補助金額

取り壊し費用で上限20万円

### 耐震シェルター設置費補助

対 診断値が1.0未満の建物で障害者または65歳以上が使用するもの

補助金額

耐震シェルター設置費で上限30万円

### 耐震改修費補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された、非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅 (1,000㎡未満または地上2階以下)

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額

対象経費の5分の4 (上限500万円)

※避難道路沿道の場合、上限600万円

### 耐震改修費等補助

対 昭和56年5月31日以前に着工された、緊急輸送道路等沿道の建物で規定の高さを超えるものの耐震改修工事または除却

補助金額

対象経費の5分の2 (上限1892万円)

※第一次緊急輸送道路の場合、対象経費の3分の2 (上限1892万円)